

## 東京 YWCA 方式による在留身元保証人制度発足

1996年まで、外国人が日本に留学するには、収入のある日本人身元保証人の身元保証書や保証能力を証明する書類などが必要だった。しかし、日本に知人のいない外国人には身元保証人を見つけることが非常に難しく、中には偽造やお金で売買されることもあり、問題が多発していた。

1982年、マレーシアの在日留学生会から、新規来日する学生たちの保証人を依頼された「留学生の母親」運動では、東京 YWCA が会員を保証することにより、職業の無い会員でも在留の身元保証人になることを法務省に認めてもらい、独自の機関保証制度をつくった。

日本語学校が受入機関として保証人になって入国した留学生は、進学に伴い保証人がなくなり、多数の留学生が保証人探しに奔走した。1988年、マレーシアに限らず適用国の拡大を法務省に申請、外貨持ち出しの困難な国以外は、会員の紹介があれば留学生に YWCA 方式で保証人を紹介した。

1990年に留学生相談室が開設してからは、留学生相談室が窓口になって保証人小委員会で面接、留学生を支援した。

同時に、問題の多い在留身元保証人の制度を廃止するよう法務省に働きかける活動を開始し、1996年12月、法務省は留学生に対する在留身元保証人制度を廃止した。